

<活動体制関係>

資料 10-1 佐野市防災会議条例

平成17年 2月28日 条例第15号

佐野市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、佐野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づき、佐野市水防計画に関し調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員
- (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその者が指名する自衛官
- (3) 佐野警察署長の職にある者
- (4) 栃木県の職員
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 市の職員（消防長を除く。）
- (8) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 自主防災組織を構成する者
- (10) 学識経験のある者
- (11) その他市長が必要があると認める者

6 前項の委員は、50人以内とする。

7 第5項第8号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、栃木県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年2月28日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月29日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日条例第3号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

資料 10-2 佐野市災害対策本部条例

平成17年 2月28日 条例第16号

佐野市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、佐野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

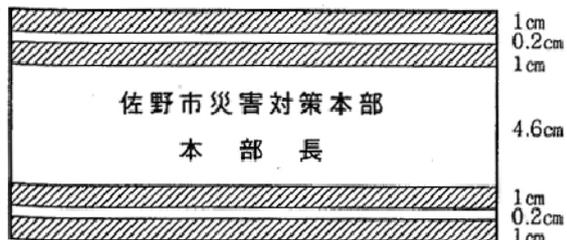
この条例は、平成17年2月28日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第43号）

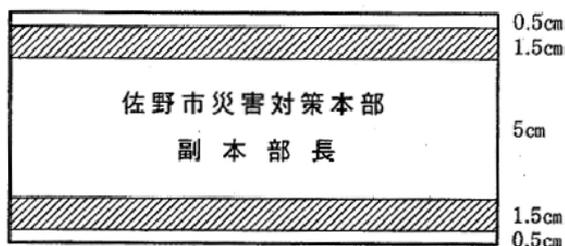
この条例は、公布の日から施行する。

別 図 (本部職員の標識)

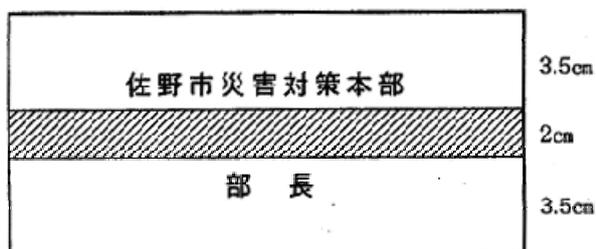
ア 本部長



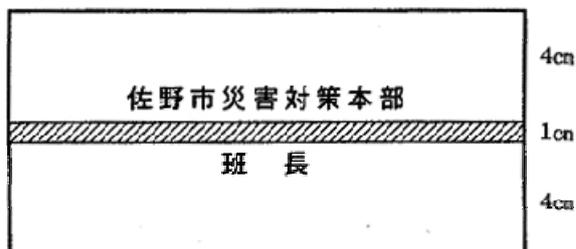
イ 副本部長



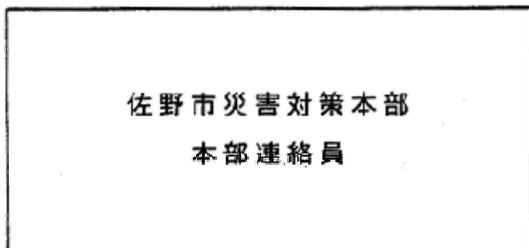
ウ 部長



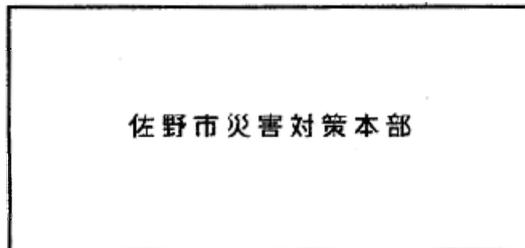
エ 班長



オ 本部連絡員

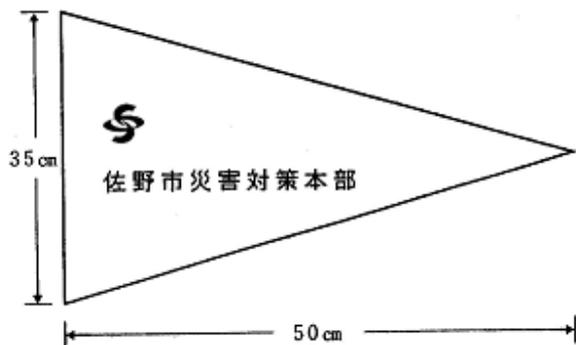


カ 班員



- 備考 1. 腕章の大きさは、長さ 40 cm、幅 9 cm とする。
 2. 地色は白色、斜線の部分は赤色とし、文字は黒色とする。

キ 標旗



- 備考 布地は白色とし、文字は赤色とする。

資料 10-3 災害時における医療活動分担表

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
佐野市	<p>1 佐野市防災会議の中に医療部会を設置し、その意見を聴いて災害時における医療に関する地域防災計画を策定する。</p> <p>2 前記防災計画に基づき、関係機関と事前協議、医薬品・医療器材の備蓄、定期総合訓練を行う。</p> <p>3 災害事前情報の収集、一般への広報活動を行う。</p> <p>4 救護所の設置場所について関係医療機関と連携し、あらかじめ救護所にあてべき建物を調査し、その名簿を備えておく。</p>	<p>1 災害、事故の発生を、発見者又は消防本部、警察署等から通報を受けた場合は直ちに職員を現地に派遣し、その状況（規模、内容）を把握する。</p> <p>2 佐野市医師会長に救護班の出動（又は追加出動）を要請する（消防本部、警察署が緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨報告があった場合は、そのことを申し添えて要請する）。</p> <p>3 消防本部、市職員による救出班を編成し、現場に派遣する。</p> <p>4 安足健康福祉センター、県その他関係機関に対し災害発生を通報し、必要な場合には応援を要請する。</p> <p>5 救護活動全般の連絡、指揮にあたる。</p>	<p>1 警察署、その他関係機関に要請し、現場と市役所間の通信網の確保を図る。</p> <p>2 災害状況に応じ、現地医療指揮者、現地総括者を指名し、現場に派遣する。</p> <p>3 災害状況に応じ、現地付近に救護所を設置し、必要な器材を補給する。</p> <p>4 現場からの状況報告に応じ、佐野市医師会長、隣接市町長、県、県医師会長等に対し、救護班等の市域外からの応援出動を要請する。</p> <p>5 医薬品、医療器材その他必要資材等の確保、現場への補給にあたる。</p> <p>6 必要な場合、現場の給水、現場活動要員に対する給食等の措置をとる。</p>	<p>1 現地医療指揮者からの報告に基づき、患者受入れ医療機関の選定、当該医療機関への待機指示等を佐野市医師会長と協議して行う。</p> <p>2 緊急度に応じて消防・防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターや救急車の出動要請を行う。 又、必要に応じ、医療機関の緊急自動車や民間所有車両の借上配車等を行う。</p> <p>3 必要に応じ、県医師会長に対し、市以外の医療機関の選定、患者受入れ待機等を要請する。</p>	<p>1 災害、事故の状況、関係機関の活動状況等を調査記録し、県その他関係機関へ報告する。</p> <p>2 救助、救護活動に要した経費を活動者に対し支弁する。</p> <p>3 必要な場合は、活動所要経費の全部又は一部について県、国その他の関係者に補助（又は負担）を求める。</p> <p>4 現場の事後整理を行う。</p>

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
佐野市	<ol style="list-style-type: none"> 1 佐野市地域防災計画に基づき、必要な活動計画の策定をしておく。 2 必要器材等の確保、整備を図っておく。 3 職員に対する教育、訓練を随時実施しておく。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害、事故の発生を発見者から通報を受けたときは、市長に報告し、併せて警察署に連絡する。 2 市長の命令により、救出班を現場に派遣する。災害状況に応じ、消防団、地域住民に応援を求める。 3 必要に応じ、緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨を市長に報告する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者の救出、現地救護所までの搬送にあたる。 2 現地総括者の指示を受け、必要な場合、他部門の応援を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地総括者や現地医療指揮者の要請に基づき、救護所の傷病者を医療機関に搬送する。 2 救急車その他の車両の確保、配車にあたる。 3 傷病者搬送先については、現地医療指揮者の指示に従う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動の結果を関係機関に報告する。
佐野警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時に対処する警備計画の策定と訓練の実施に努める。 2 警察通信網（有線・無線電話）の整備に努める。 3 災害事前情報の収集、関係方面への連絡、広報の実施に努める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害、事故の発生を発見者から通報を受けたときは、市長、消防本部に連絡するとともに、県警察本部に報告する。 2 必要に応じ、緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨を市長に報告する。 3 災害状況に応じ、県警察本部に応援を要請する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備班を編成して現場に派遣し、市長、消防本部に協力して傷病者の救出、現場及び付近の警戒警備、交通整理、交通の制限禁止、市民の避難指導、行方不明者の捜索、死体検視、市民保護のための警戒警備、犯罪の予防と捜査検挙、情報収集と民心安定の広報活動を行う。 2 市長の要請に応じ、現場と市役所間の通信網の確保を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じ、市長の要請に応じ、傷病者搬送のための車両の提供、確保等に協力する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 上級機関への報告を行う。 2 関係機関への連絡通報を行う。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
安足健康福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における活動計画を策定し、訓練を行う。 2 管内関係機関と連絡、調整を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長から災害等発生の通報を受けたときは、直ちに職員を派遣し、状況等の調査を行う。 2 県に災害状況を報告し、市長その他の関係機関と連絡、協議を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の出動、支援援助及び現場付近の公衆衛生活動、公害対策活動等に従事する。 2 救助班、救護班等に対する医療器材の補給及びその確保のための連絡の斡旋等を行う。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 県への報告を行う。
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関と協議し、災害時活動体制の整備を指導する。 2 総合防災訓練を実施、指導する。 3 災害事前情報の収集、関係機関への通報、一般への広報活動を行う。又、下部機関への待機指令を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長、安足健康福祉センター等から災害発生の通報があったときは職員を派遣し、状況を調査する。 2 市長、県医師会長、県警察本部その他関係機関と連絡、協議し、必要な対策を立て、措置を行う。 3 必要な場合は、自衛隊、日赤県支部その他関係機関、隣接県、国に対し応援を要請する。 4 国に災害状況を報告し、必要な協議を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 下部機関に指令し、必要な現地活動を行わせる。 2 必要に応じ直接、応援隊の派遣、補給資材の送付、現地活動に対する指導、助言を行う。 3 市長等の要請に応じ、災害地隣接市町、消防本部、自衛隊、日赤県支部その他関係機関の応援出動を要請する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長等の要請に応じ、搬送用車両の貸与、斡旋等を行う。 2 市長等の要請に応じ、県医師会長に対し市外の医療機関の選定、傷病者受入れ待機等を要請する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長その他の関係機関との連絡調整を行う。 2 必要に応じ市に対する県費補助を行う。 3 国に対する報告を行う。
佐野市医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県医師会の指導、市の防災計画に基づき管内に数個班の救護班を編成し、出動計画を策定、普及しておく。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長の要請に基づき、必要数の救護班の出動を指令する。 2 県医師会長に状況を報告し、必要に応じた応援救護班の派遣要請を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現場、現地救護所において傷病者の応急医療に従事する。 2 市長から現地医療指揮者が派遣されたときは、救護班はその指揮のもとに活動する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地からの報告に基づき、市長と協議し、傷病者搬送体制を確立する。 2 傷病者収容医療機関を選定し、当該医療機関に待機を指令するとともに、現地に医療機関名を指示する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長、県医師会長に対し、活動結果報告書を提出する。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
佐野市 医師会	2 市長の準備した医療用器材類を備蓄しておく。 3 傷病者収容医療機関をあらかじめ定めておく。 4 上記結果を県医師会長に報告する。		3 他の救護班が到着後は、合流し活動する。		
自衛隊	1 災害発生時に対処する活動計画の策定と訓練の実施に努める。 2 必要器材等の確保、整備を図っておく。	2 知事の要請に基づき、救出班、救護班を派遣する。	1 災害現場において傷病者の搬出、応急医療に従事する。	1 知事の要請に基づき、傷病者搬送のための車両、ヘリコプター等を派遣する。	1 上級機関への報告を行う。
日赤県支部	1 災害発生時に対処する活動計画の策定、各日赤病院に対する指導、訓練の実施を行う。 2 必要器材等の確保、整備を図っておく。	1 知事の要請に基づき、救護班を派遣する。	1 災害現場、現地救護所において傷病者の応急医療に従事する。		1 上級機関への通報を行う。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
運輸機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時に対処する活動計画の策定と訓練の実施に努める。 2 必要器材等の確保、整備を図っておく。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故発生の際は、直ちに市、県に対し災害発生を通報し、応援を要請するとともに、救出班、救護班を派遣する。 2 市との通信連絡を常時確保する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現場において傷病者の救出、応急医療に従事する。 2 災害状況に応じ、現地付近に救護所を設置し必要な器材を補給する。 3 衣料品、医療器具、その他必要資材類の確保、現場への補給にあたる。 4 必要な場合、現場の給水、現場活動要員に対する給食等の措置をとる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じ、傷病者搬送のための車両を提供、確保等に努める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故原因等を調査記録し、関係機関へ報告する。 2 現場の事後処理を行う。 3 救助、救護活動に要した経費を支弁する。
現地医療指揮者	<ol style="list-style-type: none"> 1 佐野市防災会議医療部会において、医療関係者の中から適任候補者を定めておく。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、災害等の状況により必要と認めたときは、候補者を現地医療指揮者に指名し、現地に派遣する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現場、現地救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。 2 救護班ごとの分担の決定、傷病者の症状別区分整理を行い、必要な場合は、市長に対し、応援、器材補給の要請等を行う。 3 現地総括者と協議し、業務調整、他部門からの応援の要請等を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地総括者に配車を依頼する。 2 市長に傷病者搬送を依頼し、受入れ医療機関の決定、通報を求める。 3 救急車に受入れ医療機関名を指示し、傷病者搬送を委託する。必要に応じ、救急車に医療関係者の同乗を指示し、搬送中の傷病者の処置にあたらせる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地活動結果を市長に報告する。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
現地総括者		<p>1 市長は、災害の状況により必要と認めるときは、市職員の中から適任者を指名し、現地に派遣する。</p>	<p>1 現地医療指揮者と現場出動の各部門責任者との現場活動が円滑に推進されるよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。</p> <p>2 市長に現場の状況を報告し、必要な措置を求める。</p>	<p>1 現地医療指揮者の要請に応じ、搬送部門に通報し、車両の確保、配車を行う。</p>	<p>1 現地活動結果を市長に報告する。</p>